

2004年6月4日

瀬戸学区関係住民の皆様へ

国土交通省福山河川国道事務所長
広島県福山地域事務所建設局長
福 山 市 長

福山道路等幹線道路網に関する事業説明会の開催方法見直しについて（お知らせ）

初夏の候、皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、道路行政に関しましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福山都市圏の交通円滑化を図るため、2001年3月に都市計画決定された幹線道路網の内、福山道路の約3km区間、並びに福山西環状線・福山沼隈道路の1区間・2路線について事業に着手し、2001年8月に5会場で事業説明会を開催させて頂きました。

この内、山北地区説明会・沿道住民説明会の2会場につきましては、引き続き御質問にお答えするための説明会を継続しておりましたが、別紙1のとおり開催方法を見直した結果、今後は誰もが参加できる1種類の説明会を開催することとなりました。

この開催方法見直しに伴う移行措置として、別紙2のとおり前回の説明会における主な質疑応答内容、及び継続課題に対する回答・見解を回覧させて頂き、継続中の説明会は終了させて頂くこととなりましたので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

新しい開催方法では、始めての方々が相当数ご参加される場合も想定されるため、事業概要からご説明し、改めて御質問をお受けすることとなりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

新しい開催方法による説明会は7月初旬を予定しており、開催日程が決定した段階で回覧によりご案内させて頂きます。

なお、今回の回覧資料や事業に対する御意見・御質問につきましては、随時、対応しておりますので、次の連絡先までお問い合わせ下さい。

（連絡先）

主な担当事業等	機 関 名 等	部 署 名 等	所 在 地	電 話 番 号
福 山 道 路	国 土 交 通 省 中国地方整備局	福山河川国道事務所 調査設計第二課	福山市三吉町 四丁目4番13号	084 (923)2620
福山西環状線 福山沼隈道路	広 島 県 福山地域事務所	建 設 局 福山幹線道路建設事業所	福山市三吉町 一丁目1番1号	084 (921)1311
総合調整窓口	福 山 市	建 設 部 幹線道路推進室	福山市東桜町 3番5号	084 (928)1175

福山道路等幹線道路網に係る事業説明会の

開催方法見直しについて

1 開催方法を見直す理由について

国土交通省では、円滑な事業実施に向けて公正かつ透明性・客観性の高い計画策定を目指す中で、構想・計画段階での市民参画が検討され、道路事業においては「市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」が策定されました。

福山道路は既に事業着手しており、構想・計画段階の事業が対象となる同ガイドラインは適用されませんが、これらの指針等が策定された趣旨を踏まえ、今後の事業説明会においては、誰もが参加できることをより明確にするという方向性が示されました。

このため、国土交通省福山河川国道事務所・広島県福山地域事務所・福山市の関係機関で協議・調整の結果、現行の開催方法では局所的な見方をすれば参加制限と誤解される恐れがあると判断し、開催方法を見直すことと致しました。

2 事業説明会の新たな開催方法概要について

- ① 現在は、関係学区毎に地権者を対象とした地区説明会と、沿道居住者を対象とした学区説明会という2種類の説明会により、全ての関係者が参加できる開催方法としているが、今後は、関係学区毎に誰もが自由に参加できる1種類の説明会とする。
- ② 新たな説明会では参加者を特定しないが、主な説明対象としては事業に直接関係する開催学区の地権者及び居住者となる。
- ③ 新説明会はあくまで事業説明会であり、説明会を開催する対象学区は事業に着手した区間の学区となり、説明する事業概要及び図面等の資料は当該学区の範囲とする。
- ④ 新説明会での質疑は、開催学区の範囲内で当該事業に関係する事項とし、同じ内容の質問を繰り返すなど遅延行為等に対しては厳正に対処し、適正かつ円滑な運営を図る。
- ⑤ 会場は当該学区内にある施設で、相当の収容面積と駐車場が確保できる施設とする。
- ⑥ 案内方法は当該学区での回覧並びに学区外に居住する地権者への郵送を基本とし、市域全体への周知も検討する。
- ⑦ 測量等現地調査への了解確認については、新説明会が不特定多数の参加を前提とするため、説明会場で了解を求めることは不適切となるので、今後は関係地権者個々に意向を確認する。
- ⑧ 測量地権者への対応としては、説明会への出欠に関係なく資料郵送等の別途対応を図る。

3 瀬戸学区における新説明会への移行措置

- ① 継続中の説明会と新説明会では開催の趣旨・方法が異なるため、継続中の説明会は一旦終了の扱いとする。
- ② 継続中の説明会における課題事項は、文書で整理して関係者へ連絡する。
- ③ 関係者への連絡方法は、山北地区の地権者及び学区説明会の事前申込者へは郵送し、関係町内会へは回覧する。
- ④ 整理した文書を送付又は回覧する際には、事業説明会の開催方法を転換する一時的措置として継続中の説明会を終了し、新たな方法で事業説明会を開催する旨を明記する。
- ⑤ 山北地区で実施した意向調査結果については、全体報告を全地権者へ郵送する他、意見・質問等を記入された地権者へは、質問事項等に対する回答・見解を郵送する。
- ⑥ 新説明会では新規参加者への対応として、事業概要についても最初から説明する。
- ⑦ 新説明会の案内方法は、学区全体への回覧及び学区外に居住する山北地区地権者への郵送とする。

瀬戸学区説明会の主な質問・意見の整理

開催日 2003年 9月29日

質問・意見等の要旨	回答・見解の要旨
<p>1 事業説明会について (1) 回答済事項</p> <p>① 説明会の回答については、何度も同じ回答を繰り返すのではなく、その場で回答できないものは持ち帰って、次回までに整理して開催して欲しい。地権者が必要ない道路を容認している心情をよく理解して、誠意を持って対応して欲しい。</p> <p>② 事業説明会は参加制限しないのが、国・県の方針と聞いているが、今回の説明会では、12町内会を対象にして希望者のみに案内状を郵送している。12町内会には1050世帯あるが、今回は50名だけに案内状が郵送されており、これは参加制限ではないのか。</p> <p>③ 資料の事前送付については理解できるが、少なくとも最も迷惑を被る地権者には案内すべきではないか？資料の事前送付は希望を聞き、案内については、回覧を併行する方法が最も適切と思うので、再考して欲しい。</p> <p>④ 本日の質疑内容について、事前申込者に概略で良いので1週間以内に送付して欲しい。</p>	<p>1 事業説明会について (1) 回答済事項</p> <p>① 本日も前回の課題について資料を作成してきておりますが、説明会では、できるだけだけの回答をして参りたいと考えております。また、その場で回答できなかつた事項については、次回までに整理して再説明して参ります。なお、地権者の皆様には、精神的にも大変な御負担をおかけするにもかかわらず、多くの方に事業への御理解と御協力を頂き深く感謝しており、その心情にお応えできるよう、今後とも誠意を持って対応させて頂きます。</p> <p>② 今回の開催案内については、対象の1050世帯に対して、事前に参加希望を伺う文書をお配りし、希望のあった約50名に対して案内状を送付しています。これは、関係12町内会を対象に行ったアンケート調査や以前の説明会において、資料の事前送付の御希望が多く、これにお応えするとともに、案内時期の公平性確保の観点から、今回の方法を試行したものです。なお、参加制限ではないかとの御意見ですが、事前に対象の全世帯に御希望を伺っており、当日の一般参加も可能であることから、参加制限には当たらないと考えております。</p> <p>③ 事前に資料をご覧になった方と、その場で資料をご覧になる方では、会場内での理解度が異なるという課題がありますが、その点について、地域の方々から御了解して頂ければ、希望者には案内状と資料を郵送し、次回より対象12町内会への回覧も併行します。</p> <p>④ 1週間は困難であり、3週間程度で対応します。</p>

質問・意見等の要旨

回答・見解の要旨

2 事業全般について
 (1) 回答済事項
 ① 同じ回答は繰り返さないとの事だが、県道熊野瀬戸線については、今回の道路事業は一般道路と違い、ICの位置が限定されるため、熊野ICまでのアクセス道路として重要であり、この3年間整備を要望しているが、共有山の地権者の内、数人が反対しているとの回答が繰り返されている。計画や決定事項について、進捗状況を示して欲しい。

(2) 課題事項
 ① 国の財政が破綻状況にある中で、この道路を作る必要性があるのか疑問がある。中国自動車道や山陽自動車道が満杯で機能していない状況なら理解できるが、中国自動車道は閑古鳥が鳴いている。福山道路は国費2/3と県費1/3で整備するというのが我々の税金であり、同様の道路整備計画が他にどれ位あるのか、事業費及び負担割合等を示して欲しい。

② 地域高規格道路の事業費について、計画中のものや県事業分についても出して欲しい。

2 事業全般について
 (1) 回答済事項
 ① 福山道路は自動車専用道路であることから、ICによって利用頂くこととなり、ICの位置も都市計画によって決定されており、地域の皆様の利便性という点については、アクセスの確保が必要と考えております。この事は、以前にも文書等でも御質問があり、同様の考え方を御回答しております。瀬戸学区では山北地区を除いて設計協議に入っており、その中でも同様の御意見を頂いておりますので、現在、他の意見と合わせて対応を検討しています。具体的な回答につきましては、設計協議の中での対応方針説明会でさせていただきます。

(2) 課題事項
 ① 国が道轄事業中の地域高規格道路に関する事業費について、次回までに整理してご説明します。

② 現在、事業中のものについては、事業手法も決定しており、負担割合等も明確になっているので整理できますが、計画中のものについては、整備主体や事業手法が確定していない場合も多く、先程の方が望まれたような形では整理できません。よって、次回までに可能な範囲で整理します。

3 環境について
 (1) 回答済事項
 ① 脱硝装置について
 ・ 全線に設置するのか？
 ・ 全線に設置する場合には、どれ位の費用となるのか？

3 環境について
 (1) 回答済事項
 ① 脱硝装置について
 ・ 配布資料に他都市の設置事例として、設置費用も示していますが、費用面、並びに脱硝装置が研究・実験段階という点から、現時点で全線に設置するとは言えません。
 ・ 設置費については、資料に実験段階のものを示しています。実用段階では現在より安価になると思います。実際の設置費については、現在が実験段階であることから不明です。

質問・意見等の要旨

回答・見解の要旨

- ・その効果としてSPMが減少するなら、数値及び根拠データを示してほしい。
- ・資料の設置費に用地費は含まれているのか。
- ② 川崎の脱硝装置を見てきたが、道路側に幅20cmで50mにわたって吸入口がある。これが3kmにわたってできるはずがない。先程の説明では福山道路全体で約90%が除去されるように聞こえる。脱硝装置の資料には吸入口と排出口の濃度比較との説明書きが無く、地域全体の80～90%が除去されると誤解される可能性がある。資料作成には、誤解を生じないよう注意すべきだ。
- ③ 脱硝装置の効果としては、捕捉率が重要になるが、自動車排出ガスに対する捕捉率は判明しているか？
- ④ 環境影響評価に関する資料では、「新技術の採用」と書いてある。福山道路では脱硝装置を設置するから大丈夫という表現になっているのだから、設置計画と削減数値を説明すべきだ。
- ⑤ 環境基準を超過する事は許されない。本省と協議して根本的に計画を見直し、基準をクリアできるルートに変更するべきだ。
- ⑥ 環境影響評価の面的評価については、国道2号からの影響分が入っていない。
- ⑦ バックグラウンド濃度は、どこかのデータを使用しているのか。

- ・脱硝装置の効果については、資料に装置の吸入口と排出口の濃度を示していますが、地域全体の大気質としての程度の効果となるかは不明です。このため、現段階で地域全体への効果を数値で示すことはできません。
- ・用地費については不明です。
- ② 今回の資料は前回説明会での、効果が分る資料をとの御要望にお応えするため、他都市の事例を資料にまとめております。濃度比較については吸入口と排出口である事は、資料では入口濃度・出口濃度と記載しており、今回の説明時の他に、前回の説明会等でも御説明してあります。ただし、今後の資料作成に当っては、資料のみを見られた場合にも誤解を生じないよう、さらに配慮します。
- ③ 脱硝装置の捕捉率は不明です。
- ④ 環境影響評価書では、「光触媒による脱硝、植栽等の措置を適切に実施するとともに、道路構造面の対策及び脱硝装置・集塵装置の採用、並びにその他の沿道大気負荷の低減に資する新技術の採用について検討し、更なる大気負荷の低減対策が導入されるよう措置する。」と書かれております。脱硝装置につきましても、現在、実験等の段階でデータ等も整っておりませんで、福山道路への採用については、今後、時間を頂いて検討することとなります。
- ⑤ 大気質の改善につきましては、計画道路からの影響を低減するため路面清掃や植樹を実施する他、自動車排出ガスの低減策として低公害車の普及や排出ガス規制の強化に国全体で取り組んでおります。本地域の総合的な施策としては「備後地域公害防止計画」があり、関係機関が連携して大気質の改善に努めております。また、騒音については遮音壁の設置等により低減が可能であり、環境基準はクリアできるものと考えており、ルートを変更する考えはありません。
- ⑥ 資料にも明記していますが、国道2号等の関係路線についても、計画道路と合成値を計算して評価しています。
- ⑦ 福山道路の環境影響評価では、瀬戸学区における大気質のバックグラウンドには、松永支所測定局の平成8年を使用しています。

質問・意見等の要旨

回答・見解の要旨

<p>(2) 課題事項</p> <p>① 地域全体の大気質改善を図るとの説明であるが、何時までに、何を、どのような方法で改善するのか提示し、瀬戸地域がどのように改善されるのかをデータによって示して欲しい。また、道路によって環境が悪化した場合の処置、並びに病人が出た場合の責任の所在についても示して欲しい。</p> <p>② 山北地区に居住しているが、今でも窓を開けて眠れない。新しい道路ができて酷くなり、窓も開けて眠れない状況となった場合、並びに車の排気ガスによる黒い埃について、塀等を掃除しなければならぬ場合には、どのように補償するのか。</p> <p>③ 大気中の浮遊粒子状物質について、発生源割合の特定は困難との説明だが、東京都では出している。福山道路でも現況調査を実施して、発生源割合を出して欲しい。</p> <p>④ 備後地域公害防止計画では、浮遊粒子状物質について調査・研究すると記載しており、調査・研究の結果を明確にすべきだ。</p>	<p>(2) 課題事項</p> <p>① 本日は手持ち資料等が無いため、次回までに検討させていただきます。</p> <p>② 本日は手持ち資料等が無いため、次回までに検討させていただきます。</p> <p>③ 東京都等の状況も調査して検討します。</p> <p>④ 次回までに整理します。</p>
<p>4 用地について</p> <p>(1) 回答済事項 なし</p> <p>(2) 課題事項</p> <p>① 前回の用地補償に関する回答は誤解がある。補償方法ではなく補償に対する基本姿勢を聞いている。地権者は精神的負担が大きいのに、経済的にも負担をかけるのかと聞いている。次回の説明会では、補償に対する姿勢を明確にして欲しい。</p>	<p>4 用地について</p> <p>(1) 回答済事項 なし</p> <p>(2) 課題事項</p> <p>① 次回説明会で回答します。</p>
<p>5 都市計画決定について</p> <p>(1) 回答済事項 なし</p>	<p>5 都市計画決定について</p> <p>(1) 回答済事項 なし</p>

質問・意見等の要旨	回答・見解の要旨
<p>(2) 課題事項</p> <p>① 都市計画案の説明会時点で、環境基準を守らうとすれば、民家を避け、山側にルートを変更すべきとの意見を述べ、意見書も提出している。その点については、どこまで検討したのか確認したいので、都市計画審議会の審議時間・検討内容・議事内容を明らかにして欲しい。</p>	<p>(2) 課題事項</p> <p>① 次回の説明会で対応します。</p>
<p>課題事項についての回答・見解</p> <p>1 地域高規格道路の計画について 広島県の地域高規格道路の計画は、別紙-Aの道路網図のとおりです。</p> <p>2 大気質改善の方法について 別紙-Bのとおりです。</p> <p>3 道路環境が悪化した場合の処置等について 人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気・水・土壌・騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準であり、大気質については、自動車単体における規制、備後地域公害防止計画に基づく地域全体の取り組みや環境影響評価書に基づく諸施策を実施することとし、騒音については、遮音壁や裏面吸音板の設置等の諸施策を実施することとしています。 福山道路等幹線道路網の事業施行が原因で、不利益、損失又は損害が生じた場合は、道路管理者が協議に応じます。</p> <p>4 浮遊粒子状物質の発生源割合算出について 広島県では、浮遊粒子状物質発生量推定手法確立のための調査・研究を実施してまいりましたが、推定手法の確立には到っておりませんので、現時点での推定は困難です。 今後は、推定手法の確立に向けて調査・研究を継続するとともに、推定手法検証のために現地で観測データの収集を実施する予定です。</p> <p>5 浮遊粒子状物質の調査・研究について 浮遊粒子状物質発生量推定手法確立のための基礎調査として浮遊粒子状物質のうち、健康影響が大きいといわれる粒径2.5μm以下の粒子(PM_{2.5})について幹線道路沿いの環境濃度等の実態調査を行っております。 この調査結果につきましては、広島県保健環境センターの研究報告、No.10,2002に「広島市の道路沿道における大気微粒子(PM_{2.5})の特性」として報告されており、内容につきましては広島県保健環境センターのホームページで確認できます。今後は、浮遊粒子状物質の発生要因に関する調査・研究を行う予定です。</p>	

質問・意見等の要旨

回答・見解の要旨

6 用地補償の基本姿勢について

用地・物件補償につきましては、現状の資産価値に対する金銭補償が原則となります。具体につきましては用地交渉の段階で用地・物件調査の結果を基に地権者及び関係者の皆様と協議させて頂くこととなりますが、都市計画審議会の付帯意見を尊重する中で地権者等の生活再建にあたっては誠意を持って対応して参ります。

7 都市計画審議会の審議時間・検討内容・議事内容について

福山市内の交通渋滞緩和につきましては、早くからその必要性が認識されており、国道2号のバイパス化と共に環状道路の形成を図る路線については、特に重要度・緊急度の高い路線として、都市計画決定されており、

計画決定に向けては、計画案の地元説明や公告・縦覧を実施して、意見書の受理等所定の手続きと関係機関との協議を経ており、ご指摘の環境問題については環境影響評価調査専門部会を設け、3回の協議を経て検討されております。

これらの作業を経て、平成12年12月20日に第188回広島県都市計画審議会を開催し、慎重審議の上で、次の付帯意見を付けて答申がされ、国土交通大臣の同意を得て、平成13年3月29日に都市計画決定告示をしております。

- 1 福山地区の交通渋滞の現況に鑑み、本計画の早期完成を図ること。
- 2 関係住民に事業内容を十分説明するとともに、地権者等の生活再建については、誠意を持って対応すること。
- 3 事業実施に当たっては、環境の保全に十分配慮すること。

なお、審議会の議事録につきましては、県庁の「行政情報コーナー」において閲覧と有料でのコピーが可能ですが、また、事業に関連する資料として福山地域事務所建設局福山幹線道路建設事業所においてコピーを所有しておりますので、事前にご連絡のうえ来所していただければ閲覧のみは対応します。



指定路線一覧表

区分	通過する都道府県名	路線名	概略延長 (km)	起点	終点
計画路線	鳥取県・広島県	江府三次道路	50(90)	日野郡江府町	三次市
	岡山県・広島県	倉敷福山道路	23(55)	倉敷市	福山市
	広島県	広島中央フライトロード	30	賀茂郡河内町	世羅郡甲山町
	広島県・山口県	岩国大竹道路	5(15)	大竹市	岩国市
	広島県	東広島高田道路	40	東広島市	高田郡美土里町
	広島県	福山環状道路	20	福山市	福山市
	広島県	福山本郷道路	30	尾道市	世田郡本郷町
	広島県・広島市	東広島廿日市道路	30	東広島市	廿日市市
	広島県・広島市	広島呉道路	20	広島市	呉市
	広島県・広島市	広島高速道路	40	広島市	広島市
都市圏	広島県・広島市	広島西道路	15	広島市	廿日市市
	広島市	草津沼田道路	7	広島市	広島市
	一宮根県・広島県	益田廿日市道路	—	益田市	廿日市市
	広島県	福山御調道路	—	福山市	御調郡御調町
候補路線	広島市	広島北道路	—	広島市	広島市
	広島市	南北線	—	広島市	広島市

※()内は全体延長



凡例

路線表示区分	表示方法	備考
高規格幹線道路	● 供用及び整備計画区間 (事業中間を含む)	
	● 基本計画及び予定路線区間	
広域促進道路	供用区間	● 本線のトラフィック機能確保のため、整備の目標として特に構造上の強化を図ろうとする道路
	整備区間	
	調査区間	
	その他の区間	
地域形成型	● 沿道からのアクセス性に配慮した道路	
	● 路線構造について今後検討する区間	

※上記は今後の道路整備のマスタープランであり、具体的な路線のルート、位置等を規定するものではありません。

○ 大気質改善の方法について

【回答】

大気質において、自動車から排出されるガスのうち環境に与える影響の大きい二酸化窒素と浮遊粒子状物質を予測・評価を行っています。二酸化窒素は環境保全目標を満足していますが、浮遊粒子状物質についてはバックグラウンド濃度に対する計画路線の発生濃度を見ると自動車から排出されるガスの寄与率は小さいものの環境保全目標を超過している状態です。

国では自動車排出ガス対策として、新車に対する排ガス規制を逐次強化し、平成17年には世界で最も厳しい規制が開始される予定です。トラック等の重量車について、窒素酸化物（NO_x）では昭和49年（規制の開始年）比で15/100、粒子状物質（PM）では平成6年（規制の開始年）比で4/100に低減されることとなります。また、低公害車や最新規制適合車への買い替えを促進するため、自動車取得税の軽減などの税制措置、買い替え費用の一部助成など、様々な支援措置を講じております。福山市内では、「備後地域公害防止計画」に基づき、平成14年度までに約115の企業・組合と公害防止協定等を集結し排出規制の強化を行い、平成13～14年にばい煙・粉じん施設を有する工場・事業所に対し施設総数の約2割について監視指導を行うとともに、大気測定局による大気汚染監視体制により監視強化を行っているところです。

また、福山道路等幹線道路は、計画段階での平面交差のない立体構造の採用による円滑な交通流の確保、植栽設置や供用後の路面清掃等の適切な実施、脱硝装置・集じん装置・小型化した集じん装置を遮音壁にはめ込む改良など新技術の実施可能な範囲内での検討等を行い、大気質負荷低減に努めることとしております。

環境影響評価書には、「…計画路線及び並行路線を一体とした沿道大気負荷の低減対策を実施することが重要であり、関係機関との連携のもとに、光触媒による脱硝、植栽や路面清掃等の措置を適切に実施するとともに、道路構造面の対策及び脱硝装置や集じん装置の採用、並びにその他沿道大気負荷の低減に資する新技術の採用について検討し…」と明記されているとおり、関係機関の連携のもと、光触媒による脱硝、植栽や路面清掃等については適切に実施してまいります。また、道路構造面の対策及び脱硝装置・集じん装置の採用やその他沿道大気負荷低減に資する新技術について、検討してまいります。現段階で脱硝装置・集じん装置以外の新技術は開発されておりません。

2004年6月4日

瀬戸学区事業説明会事前申込者の皆様へ

国土交通省福山河川国道事務所長
広島県福山地域事務所建設局長
福 山 市 長

福山道路等幹線道路網に関する事業説明会の開催方法見直しについて（お知らせ）

初夏の候、皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、道路行政に関しましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福山都市圏の交通円滑化を図るため、2001年3月に都市計画決定された幹線道路網の内、福山道路の約3km区間、並びに福山西環状線・福山沼隈道路の1区間・2路線について事業に着手し、2001年8月に5会場で事業説明会を開催させて頂きました。

この内、山北地区説明会・沿道住民説明会の2会場につきましては、引き続き御質問にお答えするための説明会を継続する中、事前申込み制度の導入など開催方法の改善を図って参りましたが、別紙1のとおり抜本的に開催方法を見直した結果、今後は誰もが参加できる1種類の説明会を開催することとなりました。

つきましては、今回の移行措置として、別紙2のとおり前回の説明会における主な質疑応答内容、及び継続課題に対する回答・見解を送付させて頂いて一応の整理とし、継続中の説明会を終了させて頂くことに伴い、事前申込み制度も廃止させて頂きますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

新しい開催方法では、始めての方々が相当数ご参加される場合も想定されるため、事業概要からご説明し、改めて御質問をお受けすることとなりますので、あらかじめ御了承をお願いします。

新しい開催方法による説明会は7月初旬を予定しており、今後は開催日程が決定した段階で回覧によりご案内させて頂きます。

また、今回の送付資料や事業に対する御意見・御質問につきましては、随時、対応しておりますので、次の連絡先までお問い合わせ下さい。

なお、このお知らせは 町内会の回覧と重複する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

（連絡先）

主な担当事業等	機 関 名 等	部 署 名 等	所 在 地	電 話 番 号
福 山 道 路	国 土 交 通 省 中国地方整備局	福山河川国道事務所 調査設計第二課	福山市三吉町 四丁目4番13号	084 (923) 2620
福山西環状線 福山沼隈道路	広 島 県 福山地域事務所	建 設 局 福山幹線道路建設事業所	福山市三吉町 一丁目1番1号	084 (921) 1311
総合調整窓口	福 山 市	建 設 部 幹線道路推進室	福山市東桜町 3番5号	084 (928) 1175

福山道路等幹線道路網に係る事業説明会の

開催方法見直しについて

1 開催方法を見直す理由について

国土交通省では、円滑な事業実施に向けて公正かつ透明性・客観性の高い計画策定を目指す中で、構想・計画段階での市民参画が検討され、道路事業においては「市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」が策定されました。

福山道路は既に事業着手しており、構想・計画段階の事業が対象となる同ガイドラインは適用されませんが、これらの指針等が策定された趣旨を踏まえ、今後の事業説明会においては、誰もが参加できることをより明確にするという方向性が示されました。

このため、国土交通省福山河川国道事務所・広島県福山地域事務所・福山市の関係機関で協議・調整の結果、現行の開催方法では局所的な見方をすれば参加制限と誤解される恐れがあると判断し、開催方法を見直すことと致しました。

2 事業説明会の新たな開催方法概要について

- ① 現在は、関係学区毎に地権者を対象とした地区説明会と、沿道居住者を対象とした学区説明会という2種類の説明会により、全ての関係者が参加できる開催方法としているが、今後は、関係学区毎に誰もが自由に参加できる1種類の説明会とする。
- ② 新たな説明会では参加者を特定しないが、主な説明対象としては事業に直接関係する開催学区の地権者及び居住者となる。
- ③ 新説明会はあくまで事業説明会であり、説明会を開催する対象学区は事業に着手した区間の学区となり、説明する事業概要及び図面等の資料は当該学区の範囲とする。
- ④ 新説明会での質疑は、開催学区の範囲内で当該事業に関係する事項とし、同じ内容の質問を繰り返すなど遅延行為等に対しては厳正に対処し、適正かつ円滑な運営を図る。
- ⑤ 会場は当該学区内にある施設で、相当の収容面積と駐車場が確保できる施設とする。
- ⑥ 案内方法は当該学区での回覧並びに学区外に居住する地権者への郵送を基本とし、市域全体への周知も検討する。
- ⑦ 測量等現地調査への了解確認については、新説明会が不特定多数の参加を前提とするため、説明会場で了解を求めることは不適切となるので、今後は関係地権者個々に意向を確認する。
- ⑧ 測量地権者への対応としては、説明会への出欠に関係なく資料郵送等の別途対応を図る。

3 瀬戸学区における新説明会への移行措置

- ① 継続中の説明会と新説明会では開催の趣旨・方法が異なるため、継続中の説明会は一旦終了の扱いとする。
- ② 継続中の説明会における課題事項は、文書で整理して関係者へ連絡する。
- ③ 関係者への連絡方法は、山北地区の地権者及び学区説明会の事前申込者へは郵送し、関係町内会へは回覧する。
- ④ 整理した文書を送付又は回覧する際には、事業説明会の開催方法を転換する一時的措置として継続中の説明会を終了し、新たな方法で事業説明会を開催する旨を明記する。
- ⑤ 山北地区で実施した意向調査結果については、全体報告を全地権者へ郵送する他、意見・質問等を記入された地権者へは、質問事項等に対する回答・見解を郵送する。
- ⑥ 新説明会では新規参加者への対応として、事業概要についても最初から説明する。
- ⑦ 新説明会の案内方法は、学区全体への回覧及び学区外に居住する山北地区地権者への郵送とする。

瀬戸学区説明会の主な質問・意見の整理

開催日 2003年 9月29日

質問・意見等の要旨	回答・見解の要旨
<p>1 事業説明会について</p> <p>(1) 回答済事項</p> <p>① 説明会の回答については、何度も同じ回答を繰り返すのではなく、その場で回答できないものは持ち帰って、次回までに整理して開催して欲しい。地権者が必要ない道路を容認している心情をよく理解して、誠意を持って対応して欲しい。</p>	<p>1 事業説明会について</p> <p>(1) 回答済事項</p> <p>① 本日も前回の課題について資料を作成してきておられますが、説明会で、できるだけだけの回答をして参りたいと考えております。また、その場で回答できなかった事項については、次回までに整理して再説明して参ります。なお、地権者の皆様には、精神的にも大変な御負担をおかけするにもかかわらず、多くの方に事業への御理解と御協力を頂き深く感謝しており、その心情にお応えできるよう、今後とも誠意を持って対応させて頂きます。</p>
<p>② 事業説明会は参加制限しないのが、国・県の方針と聞いているが、今回の説明会では、12町内会を対象にして希望者の方に案内状を郵送している。12町内会には1050世帯あるが、今回は50名だけに案内状が郵送されており、これは参加制限ではないのか。</p> <p>③ 資料の事前送付については理解できるが、少なくとも最も迷惑を被る地権者には案内すべきではないか？資料の事前送付は希望を聞き、案内については、回覧を併行する方法が最も適切と思うので、再考して欲しい。</p> <p>④ 本日の質疑内容について、事前申込者に概略で良いので1週間以内に送付して欲しい。</p>	<p>② 今回の開催案内については、対象の1050世帯に対して、事前に参加希望を伺う文書をお配りし、希望のあった約50名に対して案内状を送付しています。これは、関係12町内会を対象に行ったアンケート調査や以前の説明会において、資料の事前送付の御希望が多く、これにお応えするとともに、案内時期の公平性確保の観点から、今回の方法を試行したものです。なお、参加制限ではないかとの御意見ですが、事前に対象の全世帯に御希望を伺っており、当日の一般参加も可能であることから、参加制限には当らないと考えております。</p> <p>③ 事前に資料をご覧になった方と、その場で資料をご覧になる方では、会場内での理解度が異なるという課題がありますが、その点について、地域の方々が御了解して頂ければ、希望者には案内状と資料を郵送し、次回より対象12町内会への回覧も併行します。</p> <p>④ 1週間は困難であり、3週間程度で対応します。</p>

質問・意見等の要旨	回答・見解の要旨
<p>2 事業全般について (1) 回答済事項</p> <p>① 同じ回答は繰り返さないとの事だが、県道熊野瀬戸線については、今回の道路事業は一般道路と違い、ICの位置が限定されるため、熊野ICまでのアクセス道路として重要であり、この3年間整備を要望しているが、共有山の地権者の内、数人が反対しているとの回答が繰り返されている。計画や決定事項について、進捗状況を示して欲しい。</p> <p>(2) 課題事項</p> <p>① 国の財政が破綻状況にある中で、この道路を作る必要性があるのか疑問がある。中国自動車道や山陽自動車道が満杯で機能していない状況なら理解できるが、中国自動車道は閑古鳥が鳴いている。福山道路は国費2/3と県費1/3で整備するというのが我々の税金であり、同様の道路整備計画が他にどれ位あるのか、事業費及び負担割合等を示して欲しい。</p> <p>② 地域高規格道路の事業費について、計画中のものや県事業分についても出して欲しい。</p>	<p>2 事業全般について (1) 回答済事項</p> <p>① 福山道路は自動車専用道路であることから、ICによって利用頂くこととなり、ICの位置も都市計画によって決定されており、地域の皆様の利便性という点については、アクセスの確保が必要と考えております。この事は、以前にも文書等でも御質問があり、同様の考え方を御回答しております。瀬戸学区では山北地区を除いて設計協議に入っており、その中でも同様の御意見を頂いておりますので、現在、他の意見と合わせて対応を検討しています。具体的な回答につきましては、設計協議の中での対応方針説明会でさせて頂きます。</p> <p>(2) 課題事項</p> <p>① 国が直轄事業中の地域高規格道路に関する事業費について、次回までに整理してご説明します。</p> <p>② 現在、事業中のものについては、事業手法も決定しており、負担割合等も明確になっているので整理できますが、計画中のものについては、整備主体や事業手法が確定していない場合も多く、先程の方が望まれたような形では整理できません。よって、次回までに可能な範囲で整理します。</p>
<p>3 環境について (1) 回答済事項</p> <p>① 脱硝装置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全線に設置するのか？ ・ 全線に設置する場合には、どれ位の費用となるのか？ 	<p>3 環境について (1) 回答済事項</p> <p>① 脱硝装置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配布資料に他都市の設置事例として、設置費用も示していますが、費用面、並びに脱硝装置が研究・実験段階という点から、現時点で全線に設置するとは言えません。 ・ 設置費については、資料に実験段階のものを示しています。実用段階では現在より安価になると思いますが、実際の設置費については、現在が実験段階であることから不明です。

質問・意見等の要旨	回答・見解の要旨
<p>・その効果としてSPMが減少するなら、数値及び根拠データを示してほしい。</p> <p>・資料の設置費に用地費は含まれているのか。</p> <p>② 川崎の脱硝装置を見てきたが、道路側に幅20cmで50mにわたって吸入口がある。これが3kmにわたってできるはずがない。先程の説明では福山道路全体で約90%が除去されるように聞こえる。脱硝装置の資料には吸入口と排出口の濃度比較との説明書きが無く、地域全体の80～90%が除去されると誤解されることがある。資料作成には、誤解を生じないよう注意すべきだ。</p> <p>③ 脱硝装置の効果としては、捕捉率が重要になるが、自動車排出ガスに対する捕捉率は判明しているか？</p> <p>④ 環境影響評価に関する資料では、「新技術の採用」と書いてある。福山道路では脱硝装置を設置するから大丈夫という表現になっているのだから、設置計画と削減数値を説明すべきだ。</p> <p>⑤ 環境基準を超過する事は許されない。本省と協議して根本的に計画を見直し、基準をクリアできるルートに変更するべきだ。</p> <p>⑥ 環境影響評価の面的評価については、国道2号からの影響分が入っていない。</p> <p>⑦ バックグラウンド濃度は、どこかのデータを使用しているのか。</p>	<p>① 脱硝装置の効果については、資料に装置の吸入口と排出口の濃度を示していますが、地域全体の大気質としてどの程度の効果となるかは不明です。このため、現段階で地域全体への効果を数値で示すことはできません。</p> <p>・用地費については不明です。</p> <p>② 今回の資料は前回説明会での、効果が分る資料をとの御要望にお応えするため、他都市の事例を資料にまとめられています。濃度比較については吸入口と排出口である事は、資料では入口濃度・出口濃度と記載しており、今回の説明時の他に、前回の説明会等でも御説明しています。ただし、今後の資料作成に当っては、資料のみを見られた場合にも誤解を生じないよう、さらに配慮します。</p> <p>③ 脱硝装置の捕捉率は不明です。</p> <p>④ 環境影響評価書では、「光触媒による脱硝、植栽等の措置を適切に実施するとともに、道路構造面の対策及び脱硝装置・集塵装置の採用、並びにその他の沿道大気負荷の低減に資する新技術の採用について検討し、更なる大気負荷の低減対策が導入されるよう措置する。」と書かれております。脱硝装置につきましては、現在、実験等の段階でデータ等も整っておりまきまきで、福山道路への採用については、今後、時間を頂いて検討することとなります。</p> <p>⑤ 大気質の改善につきましては、計画道路からの影響を低減するため路面清掃や植栽を実施する他、自動車排出ガスの低減策として低公害車の普及や排出ガス規制の強化に国全体で取り組んでおります。本地域の総合的な施策としては「備後地域公害防止計画」があり、関係機関が連携して大気質の改善に努めております。また、騒音については遮音壁の設置等により低減が可能であり、環境基準はクリアできるものと考えており、ルートを変更する考えはありません。</p> <p>⑥ 資料にも明記していますが、国道2号等の関係路線についても、計画道路と合成値を計算して評価しています。</p> <p>⑦ 福山道路の環境影響評価では、瀬戸学区における大気質のバックグラウンドには、松永支所測定局の平成8年を使用しています。</p>

質問・意見等の要旨

回答・見解の要旨

<p>(2) 課題事項</p> <p>① 地域全体の大気質改善を図るとの説明であるが、何時までに、何を、どのような方法で改善するのか提示し、瀬戸地域がどのように改善されるのかをデータによって示して欲しい。また、道路によって環境が悪化した場合の処置、並びに病人が出た場合の責任の所在についても示して欲しい。</p> <p>② 山北地区に居住しているが、今でも窓を開けて眠れない。新しい道路ができて酷くなり、窓も開けて眠れない状況となった場合、並びに車の排出ガスによる黒い埃について、塀等を掃除しなければならぬ場合には、どのように補償するのか。</p> <p>③ 大気中の浮遊粒子状物質について、発生源割合の特定は困難との説明だが、東京都では出している。福山道路でも現況調査を実施して、発生源割合を出して欲しい。</p> <p>④ 備後地域公害防止計画では、浮遊粒子状物質について調査・研究すると記載しており、調査・研究の結果を明確にすべきだ。</p>	<p>(2) 課題事項</p> <p>① 本日は手持ち資料等が無いため、次回までに検討させていただきます。</p> <p>② 本日は手持ち資料等が無いため、次回までに検討させていただきます。</p> <p>③ 東京都等の状況も調査して検討します。</p> <p>④ 次回までに整理します。</p>
<p>4 用地について</p> <p>(1) 回答済事項 なし</p> <p>(2) 課題事項</p> <p>① 前回の用地補償に関する回答は誤解がある。補償方法ではなく補償に対する基本姿勢を聞いている。地権者は精神的負担が大きいのに、経済的にも負担をかけるのかと聞いている。次回の説明会では、補償に対する姿勢を明確にして欲しい。</p>	<p>4 用地について</p> <p>(1) 回答済事項 なし</p> <p>(2) 課題事項</p> <p>① 次回説明会で回答します。</p>
<p>5 都市計画決定について</p> <p>(1) 回答済事項 なし</p>	<p>5 都市計画決定について</p> <p>(1) 回答済事項 なし</p>

質問・意見等の要旨	回答・見解の要旨
<p>(2) 課題事項</p> <p>① 都市計画案の説明会時点で、環境基準を守ろうとすれば、民家を避けて山側にルートを変更すべきとの意見を述べ、意見書も提出している。その点については、どこまで検討したのか確認したいので、都市計画審議会の審議時間・検討内容・議事内容を明らかにして欲しい。</p>	<p>(2) 課題事項</p> <p>① 次回の説明会で対応します。</p>
<p>課題事項についての回答・見解</p> <p>1 地域高規格道路の計画について 広島県の地域高規格道路の計画は、別紙-Aの道路網図のとおりです。</p> <p>2 大気質改善の方法について 別紙-Bのとおりです。</p> <p>3 道路環境が悪化した場合の処置等について 人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気・水・土壌・騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準であり、大気質については、自動車単体における規制、備後地域公害防止計画に基づく地域全体の取り組みや環境影響評価書に基づく諸施策を実施することとし、騒音については、遮音壁や裏面吸音板の設置等の諸施策を実施することとしています。 福山道路等幹線道路網の事業施行が原因で、不利益、損失又は損害が生じた場合は、道路管理者が協議に応じます。</p> <p>4 浮遊粒子状物質の発生源割合算出について 広島県では、浮遊粒子状物質発生量推定手法確立のための調査・研究を実施してまいりましたが、推定手法の確立には到っておりませんので、現時点での推定は困難です。 今後は、推定手法の確立に向けて調査・研究を継続するとともに、推定手法検証のために現地での観測データの収集を実施する予定です。</p> <p>5 浮遊粒子状物質の調査・研究について 浮遊粒子状物質発生量推定手法確立のための基礎調査として浮遊粒子状物質のうち、健康影響が大きいといわれる粒径2.5μm以下の粒子(PM2.5)について幹線道路沿いの環境濃度等の実態調査を行っております。 この調査結果につきましては、広島県保健環境センターの研究報告、No.10,2002に「広島市の道路沿道における大気微粒子(PM2.5)の特性」として報告されており、内容につきましては広島県保健環境センターのホームページで確認できます。今後は、浮遊粒子状物質の発生要因に関する調査・研究を行う予定です。</p>	

6 用地補償の基本姿勢について

用地・物件補償につきましては、現状の資産価値に対する金銭補償が原則となります。具体につきましては用地交渉の段階で用地・物件調査の結果を基に地権者及び関係者の皆様と協議させて頂くこととなりますが、都市計画審議会の付帯意見を尊重する中で地権者等の生活再建にあたっては誠意を持って対応して参ります。

7 都市計画審議会の審議時間・検討内容・議事内容について

福山市内の交通渋滞緩和につきましては、早くからその必要性が認識されており、国道2号のバイパス化と共に環状道路の形成を図る路線については、特に重要度・緊急度の高い路線として、都市計画決定されており、

計画決定に向けては、計画案の地元説明や公告・縦覧を実施して、意見書の受理等所定の手続きと関係機関との協議を経ており、ご指摘の環境問題については環境影響評価調査専門部会を設け、3回の協議を経て検討されております。

これらの作業を経て、平成12年12月20日に第188回広島県都市計画審議会を開催し、慎重審議の上で、次の付帯意見を付けて答申がされ、国土交通大臣の同意を得て、平成13年3月29日に都市計画決定告示をしております。

- 1 福山地区の交通渋滞の現況に鑑み、本計画の早期完成を図ること。
- 2 関係住民に事業内容を十分説明するとともに、地権者等の生活再建については、誠意を持って対応すること。
- 3 事業実施に当たっては、環境の保全に十分配慮すること。

なお、審議会の議事録につきましては、県庁の「行政情報コーナー」において閲覧と有料でのコピーが可能です。また、事業に関連する資料として福山地域事務所建設局福山幹線道路建設事業所においてコピーを所有しておりますので、事前にご連絡のうえ来所していただきます。

○ 大気質改善の方法について

【回答】

大気質において、自動車から排出されるガスのうち環境に与える影響の大きい二酸化窒素と浮遊粒子状物質を予測・評価を行っています。二酸化窒素は環境保全目標を満足していますが、浮遊粒子状物質についてはバックグラウンド濃度に対する計画路線の発生濃度を見ると自動車から排出されるガスの寄与率は小さいものの環境保全目標を超過している状態です。

国では自動車排出ガス対策として、新車に対する排ガス規制を逐次強化し、平成17年には世界で最も厳しい規制が開始される予定です。トラック等の重量車について、窒素酸化物（NO_x）では昭和49年（規制の開始年）比で15/100、粒子状物質（PM）では平成6年（規制の開始年）比で4/100に低減されることとなります。また、低公害車や最新規制適合車への買い替えを促進するため、自動車取得税の軽減などの税制措置、買い替え費用の一部助成など、様々な支援措置を講じております。福山市内では、「備後地域公害防止計画」に基づき、平成14年度までに約115の企業・組合と公害防止協定等を集結し排出規制の強化を行い、平成13～14年にばい煙・粉じん施設を有する工場・事業所に対し施設総数の約2割について監視指導を行うとともに、大気測定局による大気汚染監視体制により監視強化を行っているところです。

また、福山道路等幹線道路は、計画段階での平面交差のない立体構造の採用による円滑な交通流の確保、植栽設置や供用後の路面清掃等の適切な実施、脱硝装置・集じん装置・小型化した集じん装置を遮音壁にはめ込む改良など新技術の実施可能な範囲内での検討等を行い、大気質負荷低減に努めることとしております。

環境影響評価書には、「…計画路線及び並行路線を一体とした沿道大気負荷の低減対策を実施することが重要であり、関係機関との連携のもとに、光触媒による脱硝、植栽や路面清掃等の措置を適切に実施するとともに、道路構造面の対策及び脱硝装置や集じん装置の採用、並びにその他沿道大気負荷の低減に資する新技術の採用について検討し…」と明記されているとおり、関係機関の連携のもと、光触媒による脱硝、植栽や路面清掃等については適切に実施してまいります。また、道路構造面の対策及び脱硝装置・集じん装置の採用やその他沿道大気負荷低減に資する新技術について、検討してまいります。現段階で脱硝装置・集じん装置以外の新技術は開発されておりません。

2004年6月4日

山北地区現地調査関係者の皆様へ

国土交通省福山河川国道事務所長
広島県福山地域事務所建設局長
福 山 市 長

福山道路等幹線道路網に関する事業説明会の開催方法見直しについて（お知らせ）

初夏の候、皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、道路行政に関しましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福山都市圏の交通円滑化を図るため、2001年3月に都市計画決定された幹線道路網の内、福山道路の約3km区間、並びに福山西環状線・福山沼隈道路の1区間・2路線について事業に着手し、2001年8月に5会場で事業説明会を開催させて頂きました。

この内、山北地区説明会・沿道住民説明会の2会場につきましては、引き続き御質問にお答えするための説明会を継続する他、山北地区の現地調査関係者の皆様には、説明会の内容充実に向けた意向調査を実施させて頂きましたが、別紙1のとおり開催方法を見直した結果、今後は誰もが参加できる1種類の説明会を開催することとなりました。

この開催方法見直しに伴う移行措置として、別紙2のとおり前回の説明会における主な質疑応答内容、及び継続課題に対する回答・見解、並びに別紙3のとおり意向調査における御意見・御質問等に対する総括的な回答・見解を送付させて頂き、継続中の説明会は終了させて頂くこととなりましたので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

新しい開催方法では、始めての方々が相当数ご参加される場合も想定されるため、事業概要からご説明し、改めて御質問をお受けすることとなりますので、あらかじめ御了承をお願いします。

新しい開催方法による説明会は7月初旬を予定しており、開催日程が決定した段階で回覧により御案内し、回覧が届かない学区外居住の関係者には郵送により御案内させていただきます。

また、意向調査で御意見・御質問をご記入頂いた方には、別途、記入事項に対する回答・見解を送付させていただきます。

なお、今回の送付資料や事業に対する御意見・御質問につきましては、随時、対応しておりますので、次の連絡先までお問い合わせ下さい。

（連絡先）

主な担当事業等	機 関 名 等	部 署 名 等	所 在 地	電 話 番 号
福 山 道 路	国 土 交 通 省 中国地方整備局	福山河川国道事務所 調査設計第二課	福山市三吉町 四丁目4番13号	084 (923) 2620
福山西環状線 福山沼隈道路	広 島 県 福山地域事務所	建 設 局 福山幹線道路建設事業所	福山市三吉町 一丁目1番1号	084 (921) 1311
総合調整窓口	福 山 市	建 設 部 幹線道路推進室	福山市東桜町 3番5号	084 (928) 1175

福山道路等幹線道路網に係る事業説明会の

開催方法見直しについて

1 開催方法を見直す理由について

国土交通省では、円滑な事業実施に向けて公正かつ透明性・客観性の高い計画策定を目指す中で、構想・計画段階での市民参画が検討され、道路事業においては「市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」が策定されました。

福山道路は既に事業着手しており、構想・計画段階の事業が対象となる同ガイドラインは適用されませんが、これらの指針等が策定された趣旨を踏まえ、今後の事業説明会においては、誰もが参加できることをより明確にするという方向性が示されました。

このため、国土交通省福山河川国道事務所・広島県福山地域事務所・福山市の関係機関で協議・調整の結果、現行の開催方法では局所的な見方をすれば参加制限と誤解される恐れがあると判断し、開催方法を見直すことと致しました。

2 事業説明会の新たな開催方法概要について

- ① 現在は、関係学区毎に地権者を対象とした地区説明会と、沿道居住者を対象とした学区説明会という2種類の説明会により、全ての関係者が参加できる開催方法としているが、今後は、関係学区毎に誰もが自由に参加できる1種類の説明会とする。
- ② 新たな説明会では参加者を特定しないが、主な説明対象としては事業に直接関係する開催学区の地権者及び居住者となる。
- ③ 新説明会はあくまで事業説明会であり、説明会を開催する対象学区は事業に着手した区間の学区となり、説明する事業概要及び図面等の資料は当該学区の範囲とする。
- ④ 新説明会での質疑は、開催学区の範囲内で当該事業に関係する事項とし、同じ内容の質問を繰り返すなど遅延行為等に対しては厳正に対処し、適正かつ円滑な運営を図る。
- ⑤ 会場は当該学区内にある施設で、相当の収容面積と駐車場が確保できる施設とする。
- ⑥ 案内方法は当該学区での回覧並びに学区外に居住する地権者への郵送を基本とし、市域全体への周知も検討する。
- ⑦ 測量等現地調査への了解確認については、新説明会が不特定多数の参加を前提とするため、説明会場で了解を求めることは不適切となるので、今後は関係地権者個々に意向を確認する。
- ⑧ 測量地権者への対応としては、説明会への出欠に関係なく資料郵送等の別途対応を図る。

3 瀬戸学区における新説明会への移行措置

- ① 継続中の説明会と新説明会では開催の趣旨・方法が異なるため、継続中の説明会は一旦終了の扱いとする。
- ② 継続中の説明会における課題事項は、文書で整理して関係者へ連絡する。
- ③ 関係者への連絡方法は、山北地区の地権者及び学区説明会の事前申込者へは郵送し、関係町内会へは回覧する。
- ④ 整理した文書を送付又は回覧する際には、事業説明会の開催方法を転換する一時的措置として継続中の説明会を終了し、新たな方法で事業説明会を開催する旨を明記する。
- ⑤ 山北地区で実施した意向調査結果については、全体報告を全地権者へ郵送する他、意見・質問等を記入された地権者へは、質問事項等に対する回答・見解を郵送する。
- ⑥ 新説明会では新規参加者への対応として、事業概要についても最初から説明する。
- ⑦ 新説明会の案内方法は、学区全体への回覧及び学区外に居住する山北地区地権者への郵送とする。

山北地区説明会の主な質問・意見の整理

開催日 2003年 1月24日

質問・意見等の要旨	回答・見解の要旨
<p>1 事業説明会について (1) 回答済事項</p> <p>① 同一の質問が重複しないためにも、当日の確認事項・課題事項を文書で出して欲しい。</p> <p>② 司会と回答者は分けてほしい。</p> <p>③ 事業化区間以外でも、事業説明会を開催すべきではないか。</p>	<p>1 事業説明会について (1) 回答済事項</p> <p>① 当日に文書を配布するのは困難であるが、口頭で課題事項・約束事項を出席者の方々に確認し、後日、文書にして郵送します。よって、当日の質問で課題事項に入っていないものは確認事項とします。</p> <p>② 出席職員で適切に回答できる者が対応することとしておりますが、本日にについては、進捗が回答する場合には、質問者に了解を求めることとします。</p> <p>③ 福山道路は全線で約1.6kmあり、一度に整備することは困難なため、整備効果がある区間から事業化しています。調査区間については事業化されていないので、現地調査を実施できません。よって、事業区間の指定を受けた段階で、順次、事業説明会を開催することとなります。</p>
<p>2 事業全般について (1) 回答済事項</p> <p>① 山北地区以外の進捗状況はどうなっているのか。</p> <p>② 赤坂ICから長和ICまでは、全体として着工するのか。または、できるところから着工するのか。</p>	<p>2 事業全般について (1) 回答済事項</p> <p>① 現地調査結果に基づき詳細設計が概ね完成しており、関係機関協議等での微調整が完了した時点で、関係地区の皆様にお示しして設計協議を行ないます。</p> <p>② 赤坂ICから長和ICについては、全体が完成して効果が現れる一連の工事区間と考えていますが、工事自体のスケジュールは決定していません。用地買収の状況によっては協議が整った地区から、一部着工をする場合も想定されます。</p>

質問・意見等の要旨

回答・見解の要旨

3 環境について

(1) 回答済事項

- ① 郵送資料による排出ガスの計算式について、VwとVの関係を教えてください。
- ② 郵送資料にある排出ガスの計算式は、環境影響評価書で使用した式と同じなのか。
- ③ 環境現況調査結果については、どう考えているか。
- ④ 環境影響評価書の資料において、浮遊粒子状物質の改善について、「地域全体の改善に努める。」とあるが、どのように・どれだけ改善するのか、具体的な説明を望む。
- ⑤ 浮遊粒子状物質については、いつまでに改善するのか。
- ⑥ 努力していると言いますが、浮遊粒子状物質は改善されていない。5年前と現在の数値を示して欲しい。
- ⑦ 環境影響評価書に対する建設大臣の意見では、脱硝装置や集塵装置、並びにその他新技術となっている。その他の新技術とは何か。
- ⑧ 福山市の二酸化窒素に関する環境基準は、昭和53年7月17日の環境庁局長通達により、0.04ppm以下となっており、基準を満足していない。

3 環境について

(1) 回答済事項

- ① 郵送資料P5・6(表5・6)により説明。
- ② 計算式は同一です。
- ③ 二酸化窒素については1週間の調査では適切な評価はできません。浮遊粒子状物質については適切とされる長期的評価はできませんが、短期的評価では基準値を満足しています。
- ④ どの方法によって、どれだけ改善できるかとの具体的数値はお答えできませんが、沿道環境改善施策を総合的に進めて、地域全体の大気質改善に努めて参ります。
- ⑤ 福山道路の完成までには改善したいと考えています。
- ⑥ 最新の2002年版「福山の環境」により、1997年度と2001年度の年平均値を比較した場合、松永0.041→0.039、大津野0.036→0.030、南0.034→0.030、手城0.35→0.033、培遠0.041→0.036、向丘0.038→0.035、駅家東0.035→0.030、曙0.043→0.043となっています。
- ⑦ 福山道路が完成するまでに実施可能となる新技術を示しているとしていますが、現在は脱硝装置・集塵装置以外の新技術は発表されていません。ただし、脱硝装置・集塵装置についても、日々改良されており、これらの部分改良についても新技術に当たると理解しています。
- ⑧ 二酸化窒素に関する環境基準値は、平成8年10月25日環境庁告示第74号において、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。」と定められており、全国一律にこの基準が適用されます。

質問・意見等の要旨	回答・見解の要旨
<p>(2) 課題事項</p> <p>① その他とある以上、脱硝装置・集塵装置以外の新技術、並びに浮遊粒子状物質に関する改善施策の方法・時期・効果を示してほしい。</p> <p>② 二酸化窒素に関する福山市の環境基準は、局長通達によって0.04ppmとなっている。再整理を望む。</p>	<p>(2) 課題事項</p> <p>① 今後の課題として整理します。</p> <p>② 二酸化窒素の環境基準については、次回の説明会で引き続き質疑応答します。</p>
<p>4 現地調査について</p> <p>(1) 回答済事項</p> <p>① 本日の参加者は山北地区の者はかなり少数であり、次回の説明会については、本日の説明会出席者だけで継続すれば良いので、本日の欠席者には案内不要であり、欠席者や我々の土地については早急に現地調査を実施して欲しい。</p>	<p>4 現地調査について</p> <p>(1) 回答済事項</p> <p>① 意見のため回答はせず。</p> <p>◎現地調査関係者に対して意向調査を実施し、今後の対応を検討します。</p>
<p>5 その他について</p> <p>(1) 回答済事項</p> <p>① 学区説明会終了の挨拶で、県の所長が言った意向調査の主旨は何か。</p> <p>② 意向調査の結果は公表するのか。</p>	<p>5 その他について</p> <p>(1) 回答済事項</p> <p>① 説明会の円滑な運営を図るため、参集対象者の皆様の御意向を把握するものです。</p> <p>② 調査票をこれから作成するため内容が不確定ですが、個人情報を含む場合には調査票自体の開示はできません。ただし、個人が特定されない形で集計・分析結果などについては公表します。</p>
<p>課題事項についての回答・見解</p> <p>1 浮遊粒子状物質に関する改善方法及び環境影響評価書の記載内容について 別紙-Aのとおりです。</p> <p>2 二酸化窒素に関する福山市の環境基準について 二酸化窒素の環境基準は、環境省から別紙-Bのとおり告示されており、地域・都市等を特定した規定は無いので、全国で同一の基準として適用されています。 よって、福山市における二酸化窒素の環境基準についても、同告示による基準が適用されています。</p>	

○ 浮遊粒子状物質に関する改善方法及び環境影響評価書の記載内容について

【回答】

大気質において、自動車から排出されるガスのうち環境に与える影響の大きい二酸化窒素と浮遊粒子状物質を予測・評価を行っています。二酸化窒素は環境保全目標を満足していますが、浮遊粒子状物質についてはバックグラウンド濃度に対する計画路線の発生濃度を見ると自動車から排出されるガスの寄与率は小さいものの環境保全目標を超過している状態です。

国では自動車排出ガス対策として、新車に対する排ガス規制を逐次強化し、平成17年には世界で最も厳しい規制が開始される予定です。トラック等の重量車について、窒素酸化物（NO_x）では昭和49年（規制の開始年）比で15/100、粒子状物質（PM）では平成6年（規制の開始年）比で4/100に低減されることとなります。また、低公害車や最新規制適合車への買い替えを促進するため、自動車取得税の軽減などの税制措置、買い替え費用の一部助成など、様々な支援措置を講じております。福山市内では、「備後地域公害防止計画」に基づき、平成14年度までに約115の企業・組合と公害防止協定等を集結し排出規制の強化を行い、平成13～14年にばい煙・粉じん施設を有する工場・事業所に対し施設総数の約2割について監視指導を行うとともに、大気測定局による大気汚染監視体制により監視強化を行っているところです。

また、福山道路等幹線道路は、計画段階での平面交差のない立体構造の採用による円滑な交通流の確保、植栽設置や供用後の路面清掃等の適切な実施、脱硝装置・集じん装置・小型化した集じん装置を遮音壁にはめ込む改良など新技術の実施可能な範囲内での検討等を行い、大気質負荷低減に努めることとしております。

環境影響評価書には、「…計画路線及び並行路線を一体とした沿道大気負荷の低減対策を実施することが重要であり、関係機関との連携のもとに、光触媒による脱硝、植栽や路面清掃等の措置を適切に実施するとともに、道路構造面の対策及び脱硝装置や集じん装置の採用、並びにその他沿道大気負荷の低減に資する新技術の採用について検討し…」と明記されているとおり、関係機関の連携のもと、光触媒による脱硝、植栽や路面清掃等については適切に実施してまいります。また、道路構造面の対策及び脱硝装置・集じん装置の採用やその他沿道大気負荷低減に資する新技術について、検討してまいります。現段階で脱硝装置・集じん装置以外の新技術は開発されておられません。

二酸化窒素に係る環境基準について

(昭和 53.7.11 環告 38)

改正 平8環告74

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条の規定に基づく大気汚染に係る環境上の条件のうち、二酸化窒素に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定による二酸化窒素に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 二酸化窒素に係る環境基準は、次のとおりとする。
1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
- 2 1の環境基準は、二酸化窒素による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第2 達成期間等

- 1 1時間値の1日平均値が 0.06ppm を超える地域にあつては、1時間値の1日平均値 0.06ppm が達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。
- 2 1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 3 環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。

山北地区意向調査における御質問・御意見に対する回答・見解について

この資料は、2003年5月にお送りした「福山道路等幹線道路網に関する測量等現地調査への意向調査」でお寄せ頂いた御質問や御意見等に対して、行政の考え方を御説明するために作成しました。

お寄せ頂いた御意見・御質問に対しては、今後、お一人お一人にお答えする予定としておりますが、別紙の御意見・御質問内容に取りまとめているとおり、項目毎に整理しても相当数となりますので、まずは総括的に回答・見解を示させて頂くことと致しましたのでご了承ください。

【回答・見解】

1 事業全般について

(1) 幹線道路網整備の背景について

現在、福山都市圏の幹線道路は、朝夕のラッシュ時を中心に慢性的な交通渋滞となっております。

幹線道路の交通渋滞は、通過交通の生活道路への流入等を引き起こし、市民の皆様の安全性や利便性の低下を招く以外にも、輸送機能の低下や各拠点へのアクセス性低下など、都市機能全体に悪影響を及ぼしている他、排出ガスによる環境負荷は渋滞時が最も大きいとされており、地球環境への影響も懸念されています。

また、人口増加は平成30年頃がピークと予測されていますが、交通量のピークは人口のピークから十数年先であり、現状の交通量に戻るまでには、さらに十数年を要すると考えられており、このままの道路体系では交通渋滞がさらに悪化し、市民の安全性・利便性を損なう他、産業活動の低下や地球環境の悪化を助長することが予測されます。

このため、平成2年度から福山都市圏の平日や休日における人の動きを把握し、交通機関全体としての課題等を整理するパーソントリップ調査が実施され、平成5年度には将来にわたって市民生活や社会・経済活動を支える将来道路網基本計画が策定されたもので、今回、都市計画決定された福山道路を中心とする幹線道路網計画の基となっています。

(2) 幹線道路網の必要性について

道路はその種類・役割に応じて異なる規格・構造となっており、色々な役割の道路が有機的に結びついて道路網を構成する事で、多様な目的を持つ自動車交通を効率的かつ円滑に処理する事ができるようになります。

例えば高速道路は都市間の移動など主に長距離移動を担い、幹線道路は主に近隣の都市間や都市圏の拠点施設間など中距離移動を担っています。これらの道路は、買い物など日常生活に利用する生活道路とは位置付けが異なり、ルートや構造もその役割に応じた整備が必要となります。

福山都市圏の交通渋滞の大きな要因は、交通量が既存の幹線道路の処理能力を上回っていることや、幹線道路間の結節が弱く十分に機能していない点にあることから、都市圏の交通処理として大きな課題である南北交通の機能強化や東西交通の機能補完を図るとともに、最も効率的な処理が可能とされる放射環状型の幹線道路網を形成するため、福山道路等の幹線道路網が都市計画決定されました。

よって、福山道路と福山西環状線は単線としては東西交通や南北交通を担う他に、国道486号等と連絡して環状軸を形成するなど、今回、都市計画決定された幹線道路網は、新設する道路と既存の幹線道路が有機的に連絡して理想に近い道路網を形成し、それぞれの持つ機能がより効果的に発揮される計画となっています。

今回の幹線道路網整備により、主な交通渋滞が解消・緩和されることで、生活道路への通過交通流入を防いで日常生活の安全性や利便性を向上させ、人にやさしいまちづくりを具現化すると共に、社会・経済活動や都市間交流の活性化も図られることとなります。

将来にわたって福山市民が安全かつ快適に生活でき、都市としても安定的に発展するためには、様々な都市活動を支える幹線道路網の整備が必要不可欠であり、関係者皆様の御理解と御協力をお願いします。

(3) 幹線道路網整備の効果について

幹線道路網整備の目的・効果は、交通渋滞の解消・緩和による市民生活の安全性・利便性向上、社会・経済活動や都市間交流の活性化、大気に対する環境負荷の軽減等が主なものとなりますが、側面として公共事業投資による経済効果も期待されます。

公共事業の投資効果は、一般的に投資額の3倍から5倍程度とされており、今回の幹線道路網の整備費は数千億円に上るとみられ、土木・建築業を中心に一般小売業等への波及効果は、大きなものと期待されています。

また今回の幹線道路が高架構造でICからの乗り入れとなることから、道路が整備される地区ではメリットが少ないとの御意見も伺っていますが、本線整備に合わせて側道や既存道水路等の整備・改良も実施されることから、都市圏全体の渋滞解消・緩和、並びに生活道路の安全性向上などの他に、整備地域の生活環境向上も図れるものと考えています。

(4) 財源の確保について

今回の道路網整備は、国・県・市が一体となって取り組むこととしており、道路の位置付けなどから路線毎に整備主体も分担しています。

福山道路は国道のバイパスであることから国土交通省が直轄事業として整備し、福山西環状線・福山沼隈道路・神辺水呑線は県道改良として広島県が国庫補助事業を中心に整備し、多治米川口線・川口蔵王線は地域内道路の位置付けから福山市が国庫補助事業で整備する予定としています。

国の直轄事業の場合は、国が2/3・県が1/3の負担割合で、国庫補助事業の場合には国の補助割合が50%~55%となっています。

現在の財政は、長引く不況の影響もあって厳しい状況であることから、新たな評価システムの導入等によって事業を厳しく選別する中で、必要性・緊急性のある事業への重点化等が図られており、幹線道路網整備は重点施策の位置付けとなっています。

(5) 環境への配慮について

自動車は推進力を得るために化石燃料を燃焼させていますので、稼働時にはガスを排出しますが、この排出ガスに有毒物質を含んでいることから、特に大気質への環境負荷が懸念されています。

排出ガスは渋滞時の排出量が最も多いため、仮に、自動車が増加しているのに道路網を整備しない場合には、渋滞が悪化して環境負荷も増大することとなります。

このため、交通渋滞を解消・緩和する幹線道路網整備は、交通の円滑化による環境負荷の軽減に効果的であることから、環境施策としても位置付けられています。

さらに、福山道路や福山西環状線では環境影響評価が実施されており、環境基準が満足できるよう、予め防音壁を設置するなどの環境保全措置が実施されることとなっており、従来の道路整備に比して、環境に配慮した事業が実施されることとなります。

また、大気質の改善は一事業や一施設等では大きな効果が期待できないことから、都市圏全体で計画的かつ総合的に取り組むため、備後地域公害防止計画が策定されており、関係機関が連携をとりながら、事業者等の協力を得る中で計画の推進を図っています。

なお、自動車における単体対策としては、排出ガスの抑制に向けて、平成17年度からSPMやNO₂の排出基準が現基準の1/2から1/3に強化される予定であり、その他にもグリーン税制の導入等によって、低公害車の普及も促進されています。

(6) 個人情報等の保全について

不動産の所有者は原則として法務局で登記されており、誰もが確認できる公開情報ですが、今回のように事業実施に向けて、行政が別途に情報収集した段階から個人情報となります。

また、相続未登記など法務局の登記が変更されていないケースも多いため、今回のように事前に説明会等の案内をお送りする場合には、個人情報保護条例等の所定の手続きを経て、資産税課の情報等による補足調査も行って、関係不動産の所有者リストを作成しており、これらの情報は個人情報として保護の対象となります。

(7) 事業地に関する補償並びに生活再建について

どのような事業においても、事業用地をご提供頂いて始めて実施が可能となりますので、用地の補償については、事前に十分な調査を実施させて頂き、用地交渉の段階では十分にお話しも伺う中で御理解を頂いております。

特に、今回の道路網整備においては、都市計画審議会の答申において、「地権者等の生活再建については誠意を持って対応すること」との付帯意見も頂いており、地権者皆様の御理解を得られるよう、公平かつ適正な事務処理を原則に、親切・丁寧な対応に努めて参ります。

2 事業説明会について

(1) 現在、開催している事業説明会の位置付けについて

事業説明会を法で規定したものに都市計画法の第66条がありますが、この条文では、都市計画事業の認可を受けた場合には、事業の概要を事業地及びその附近地の住民に説明し、意見を聴く等の措置を講ずることにより、事業地及びその附近地の住民の協力が得られるよう努めなければならないとされています。

また、同法省令第54条により、説明の方法は会合を開催することとし、その方法は①会合を開催する場所はできる限り事業地及びその附近地の住民の参集の便利を考慮して定め、②会合の日時・場所を開催日の1週間前までに通知することと定められています。

今回の幹線道路網整備は、都市計画事業ではなく通常の道路整備事業として実施するため、同法の適用は受けませんが、①都市計画案の説明会で事業説明会開催の説明をしている事、②事業を円滑に推進するには事業地及び附近地の方々の御協力が必要と考えている事から、同法及び同省令を踏まえる中で、あくまで任意に事業説明会を開催しています。

説明会の対象者につきましては、法では事業地及びその附近地の住民と、範囲を小さく限定した規定となっておりますが、これは事業認可に伴って売買禁止等の強い制限が発生するためと解釈され、今回の事業においては地形測量等の現地調査範囲が適切と考えております。

なお、別途に計画沿線に居住される方々を対象とした説明会を開催しておりますが、これは環境影響評価法の施行など、環境に対する関心の高まり等に対応して、具体的な説明が可能な環境影響評価の予測範囲を原則として、沿線住民の皆様が事業への御理解を深めて頂くために開催しているものです。

(2) 説明会の開催主旨について

山北地区で開催している説明会は、地形測量等の現地調査に御協力を頂くために開催しており、その前段として事業概要を御説明しております。

よって、説明会の対象者は現地調査の範囲に土地・建物を所有される皆様であり、その他の方々に関しては、沿線住民の皆様を対象とした説明会を開催しています。

(3) 説明会の開催方法について

説明会の開催方法につきましては、都市計画法の規定にもありますが、説明対象者の参集の便利に配慮する必要があり、会場・時刻・所用時間等は地域の実情や慣例などを踏まえ、できるだけ参加が容易な方法を検討しております。

このため、会場につきましては地域・地区の公民館・集会所等、対象地区の中あるいは直近の会場が最適と考えていますが、対象者数が会場の収容力を上回る場合には、地域内の学校などを利用する場合があります。

山北地区には地区の集会所として「山北倶楽部」があり、当初の説明会では地区の御要望もあって「山北倶楽部」で開催しましたが、会場に入りきれない状態となった事や、その後100名近い共有登記がされた事などから、継続開催においては瀬戸公民館や瀬戸小学校での開催となっております。

(4) 説明会を継続している理由について

山北地区の説明会は、現地調査への御協力を頂くために開催しており、その前段として事業概要の説明を行っております。

この事業概要について、多くの御質問が出されており、また参加者の方々からも継続の御要望が強いため、御質問にお答えする場として説明会を継続しています。

ただし、説明会の運営に当っては、質問者や質問内容に偏りがあるなど多くの御批判も頂いており、今後はより適切な運営に努めて参ります。

(5) 今後の説明会について

現在の事業説明会は、関係法令の趣旨を尊重する中で地域の実情に配慮し、また、環境影響評価法の施行に伴う予測範囲も考慮して、測量関係者を対象とした説明会と、沿道居住者を対象とした説明会を開催しており、この2種類の説明会によって全ての関係者が対象となることから、適切な開催方法と判断しております。

一方、全国的に個人情報保護と併行して情報公開が推進される中、国土交通省においても事業の円滑化を図る観点から、計画段階での住民参加を図るガイドライン等が示されているところです。

このガイドライン等は計画段階の事業を対象としたものであり、既に事業着手している福山道路等は該当しませんが、その趣旨を踏まえる中、継続中の事業説明会においても、今後はより開かれた説明会への転換を図るため、全ての希望者が参加できる開催方法を検討しているところですので、関係者皆様の御理解をお願いします。

- ・便利になっても暮らし難くなるとは、工事をしても後々公害とか色々な問題が出てくることは目に見えているので、止めて欲しい。

2 事業説明会について

- ・瀬戸学区全体で、公平な意見集約ができる対策協議会が設立されており、今後は事業説明会についても、この協議会を唯一の統一窓口として欲しい。
- ・地権者だけでなく、誰でも参加できるようにすべきだ。
- ・国土交通省は大規模公共事業の構想段階において、住民参加に関するガイドラインをまとめているのに、済美中学校の説明会においては、測量のお願いを一方的に話して終了した。
- ・最初の時に行ったが、騒がしくて思うように聞けなかったの、その後は行ってない。
- ・住居が計画区域にあるものは移転という最大の不安があるが、毎回、反対者の意見に時間が費やされ、一向に話しが進まないの、移転対象者の将来も考えて、できれば移転対象者とそれ以外の人は分けて開催して欲しい。
- ・道路整備によって福山が良くなって行くという、もっと展望のある説明会として欲しい。
- ・最初は説明会に行っていたが、騒がしく落ち着いて説明が聞けなかったの、個々または小人数で説明して欲しい。
- ・質問に対して予定・善処・検討などの表現で回答しており、具体的な説明がなく納得できない。
- ・赤坂バイパスの対策を聞くと、親切味が全く感じられない。
- ・山北地区住民のみでの説明会にして欲しい。
- ・代理人と称して他地区よりの出席は遠慮願いたい。
- ・事業説明会は反対者のみを集めて開催すれば良い。
- ・山北地区としての事業説明はもう必要ない。
- ・同じ質問が繰り返されており、簡潔に回答してほしい。
- ・反対意見ばかり聞いて無駄な時間を過ごしている。
- ・もっと前向きな方向にもって行ってほしい。
- ・反対側オンリーで進行して、推進・協力的な者の発言の場が無い。
- ・今後の計画をはっきり知らせしてほしい。
- ・説明会で話ができれば良いが、騒ぐだけでよく聞けない。
- ・今度の説明会で終わりにしてほしい。
- ・いつまでも説明会を開くことを約束しないでほしい。
- ・早く説明会を終わって、次に進んでほしい。
- ・道路が出来るのか、出来ないのか、1日も早く返事をしてほしい。
- ・一度出た質問には二度と対応しないようにして、次に進めてほしい。
- ・今迄のような同じ説明会を繰り返しても進展しないので、当局はもっと勉強するか見識者を出席させてほしい。
- ・事業説明はもう不要。
- ・何回説明しても同じことであり、説明会はもう不要。
- ・反対意見ばかりでなく、家の立退きに当たり土地でも探してくれるとかの話を聞きたいと思う。
- ・環境問題について、どうして納得のいく説明が出来ないのか？もっと、しっかりした資料を準備して、説明会をして欲しい。
- ・よく説明を聞いてから、意見・質問をすれば良いのと思う。
- ・学区が津之郷なので、説明会は津之郷の方が良い。

- ・山北地区の説明会には出席したくない。
- ・地区をブロックに細分化して実施すれば、前へ進むブロックもあるのではないかな。
- ・大まかな路線ルートの説明をしてもらわないと、何処がどの様に関係するのか解らない。
- ・反対者が声を大にして意見を述べる事ばかりなので、参加が躊躇される。
- ・今回の調査によって、地域住民の意見・要望を踏まえて、適切・十分な対策を立てた説明会にして欲しい。
- ・説明を聞きに行っているのに、反対者の意見ばかりで終わった。できれば反対している者と、そうでない者を別々に説明会をして欲しい。
- ・一部の人の発言があまりに大きく、その他の参加者は何も言えない状況で、あまり意味が無い。
- ・説明する側は、もっとはっきりした態度で臨んで欲しい。
- ・説明しない人もいるので、説明側の人数はもっと小人数で良いのでは？
- ・気管が少々悪く、集会場所で煙草を吸う人が多いため出席していない。短時間なので禁煙になれば出席したい。
- ・地権者と周辺住民が一緒の説明会を希望する。
- ・一般関係者と土地所有者の会合を別に開いた方が良いのではないかな。

3 測量等の現地調査について

- ・早期に測量が実施され、道路が完成することを願っている。
- ・説明はもういいので調査してほしい。
- ・早く現地調査を実施してほしい。
- ・今回の調査で×の所だけ残して、了解の部分から早く調査に入ってほしい。
- ・人生と命をかけて手にした不動産であり、敷地内に杭を打たれるのは、気分的に納得しがたい。
- ・事業説明会が継続中なのに、なぜ測量を急ぐのか？納得のいく事業説明が行われるまで、測量・その他について協力できない。
- ・協力する気持ちはあるので、測量の目的を解りやすく説明して欲しい。
- ・地形測量により500m離れる住宅地にまで、人災による被害（例えば地下水脈の変化による植物・農業への影響、風向きによる強風、地下変動による陥没・地滑り等）を及ぼす可能性が無いとは言えない。
- ・全面的に反対しているにもかかわらず、一方的に道路を作る方向にあるので、協力しかねる。

4 ルート

- ・自動車専用道路に最適な直進コースがとれる山地があるにもかかわらず、住宅地を通す曲がったコースの道路計画に反対する。
- ・近くに田畑があるのに、なぜ住宅地を通すのか？
- ・ルートを変更して欲しい。
- ・自動車専用道路を住宅地に通すことは、環境問題等を含めて問題が大きすぎる。
- ・地元住民に納得のいく説明をしてから、ルートを決めて欲しい。

5 環境影響について

- ・居住地から道路計画までの距離が極めて近距離であり、環境影響を受けることが想像できるが、その影響が一時的なものではなく、子々孫々まで解決できないことが問題。
- ・騒音について具体的な説明を望む。
- ・赤坂バイパスで環境基準以内でも遮音壁を設置したのは、環境基準が実際には人に厳しいことを示しているのではないか？
- ・騒音は特に夜の暴走族や大型トラックなどの通行時のように、強弱の差が問題である。
- ・環境問題では説得力のある説明がない。
- ・車社会はどんどん進化し、エコカーが殆どになってきて、道路の材質も良くなっているのに、反対者の騒音・排気ガス等の意見に振り回され、数値ばかりに力を入れすぎている。
- ・公害が現時点で既に問題であり、今後、通行車両が増加すれば汚染は明らか。
- ・環境影響について万全の対策をして欲しい。
- ・大気質については、尼崎の訴訟など環境基準値内でも中長期的な影響がある。
- ・騒音・振動については、環境基準内であっても、家屋損傷・睡眠妨害等により日常生活に支障をきたす。
- ・土壌・水質汚染により、農業へ中長期に被害を被る。
- ・孫が喘息で自分も気管支炎があり、少しでも補償してもらえるか。
- ・井戸への影響があるのでは？
- ・車が多くなっており、ある程度の影響は付き物である。
- ・予測値が環境基準をオーバーしているが対策が現実的でなく効果もわからない。
- ・速度規制については、環境汚染が高くなる80km/hではなく、60km/hで十分ではないか？
- ・現状の説明資料では、環境面の殆どについて大幅に悪化することになる。理解・納得・安心できる資料で説明して欲しい。
- ・既設の高速道路では、沿線の住民が道路公害病で今なお苦しんでおり、亡くなる人も多数いる。道路は永久的なものなので、公害の心配が無い計画に変更して欲しい。
- ・環境が今以上に悪くならないように、あらゆる対策を講じて設計を見直して欲しい。
- ・現在の騒音はどうにかならないのか？
- ・地域住民の環境悪化は、既に山陽道・2号・赤坂バイパスで大きな問題を抱えており、これ以上の悪化は認められない。
- ・環境への意識が、住民と行政で違いすぎる。効果の確認すらできない対策を並べても納得できない。
- ・特に環境問題は重要な課題で見逃せない。
- ・現在の環境を汚したくない。
- ・IC地点の変更により、今よりもまだ騒音がひどくなる。赤坂バイパスの騒音対策もなされず誠意を感じない。人が心配なく住めて生活できるのがクリーンな地球と思う。
- ・孫が喘息であり、現在は他県に住んでいるが、いずれは帰って来るので、公害が心配だ。道路整備は必要ですが、騒音・日照・粉塵が心配です。
- ・国道2号の環境基準について、津之郷町は超えていないと説明してきたが、福山市の環境保全課が騒音を調査した結果、対象の81戸全てが環境基準を超えていることが明らかになった。この様な現状を放置して、更に公害を発生する道路建設に入る事に強く抗議すると共に、早急に対策を要求する。

6 設計協議について

- ・詳細設計図面が対策協議会を通じて学区全体を対象に縦覧されたのは、公平性があって良かった。
- ・他地区では既に設計協議の段階となっていることに驚いた。
- ・他地区の設計協議に出席した際、山北地区の地権者は後半の設計協議に出席できなかったが、何を説明したのか？

7 用地等の補償について

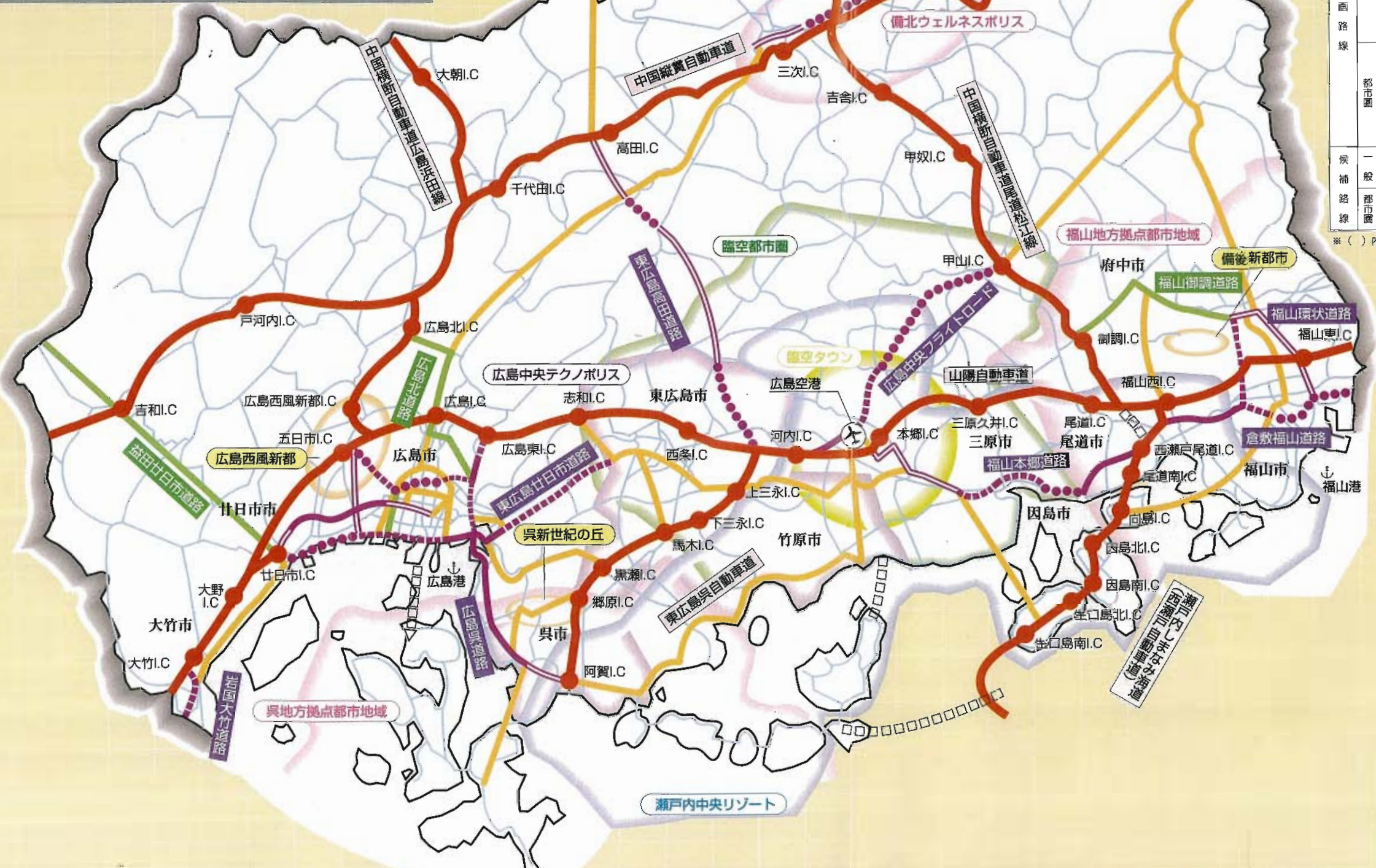
- ・現在、地下水を使用しており水はとても良く出ているが、工事によって水脈が切断され水が枯死した場合には、どの様に補償されるのか？
- ・道路により駐車場が無くなる場合、大変困るので心配している。
- ・バイパス整備で土地の形状等が悪くなり、価値が下がる。現在の借り主が退去するなら、損害額は甚大となる。



指定路線一覧表

区分	通過する都道府県名	路線名	概略延長 (km)	起点	終点
計画路線	一般	鳥取県・広島県 江府三次道路	50(90)	日野郡江府町	三次市
		岡山県・広島県 倉敷福山道路	23(55)	倉敷市	福山市
		広島県 広島中央フライトロード	30	賀茂郡河内町	世羅郡甲山町
		広島県・山口県 岩国大竹道路	5(15)	大竹市	岩国市
		広島県 東広島高田道路	40	東広島市	高田郡美土里町
	都市圏	広島県 福山環状道路	20	福山市	福山市
		広島県 福山本郷道路	30	尾道市	農田郡本郷町
		広島県・広島市 東広島廿日市道路	30	東広島市	廿日市市
		広島県・広島市 広島呉道路	20	広島市	呉市
		広島県・広島市 広島高速道路	40	広島市	広島市
候補路線	一般	鳥取県・広島県 益田廿日市道路	—	益田市	廿日市市
		広島県 福山御調道路	—	福山市	御調郡御調町
	都市圏	広島市 広島北道路	—	広島市	広島市
		広島市 南北線	—	広島市	広島市

※()内は全体延長



路線表示区分		表示方法	備考
高規格幹線道路	供用区間	—	●供用及び整備計画区間(事業中区間を含む)
	整備区間	—	●基本計画及び予定路線区間
広域促進道路	調査区間	—	●本線のトラフィック機能確保のため、整備の目標として特に構造上の強化を図ろうとする道路
	その他の区間	—	
	候補路線	—	
	その他	—	
地域形成型	—	●沿道からのアクセス性に配慮した道路	
検討区間	□□□□	●路線構造について今後検討する区間	

※上記は今後の道路整備のマスタープランであり、具体的な路線のルート、位置等を規定するものではありません。